

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	山岳高原観光課	整理番号	2-1
処分の種類	旅行者、旅行者代理業者、又は旅行サービス手配業者の登録の取消			
根拠法令条例等・条項	旅行業法第7条第5項、第19条第2項、第37条第2項			
処分の概要	<p>○旅行業法第3条で登録を受けた旅行者、旅行者代理業者の登録の取消</p> <p>○旅行業法第23条で登録を受けた旅行サービス手配業者の登録の取消</p>			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（法令の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】</p> <p>○旅行者及び旅行者代理業者の登録の取消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行業法第7条第5項（営業保証金を定められた期間内に供託しない場合） ・旅行業法第19条第2項（登録から1年以内に事業を開始せず、又は引き続き1年以上事業を行っていない旅行者及び旅行者代理業者の登録取消） <p>○旅行サービス手配業者の登録の取消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行業法第37条第2項（登録から1年以内に事業を開始せず、又は引き続き1年以上事業を行っていない旅行サービス手配業者の登録取消） 			
基準の制定根拠	—			